

# 公立大学法人大分県立看護科学大学理事長選考会議議事運営規則

平成20年7月8日

規程第93号

## (趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人大分県立看護科学大学定款（以下「定款」という。）第10条第7項に基づき、理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事項
- (2) 理事長の解任に関する事項
- (3) 理事長の任期に関する事項
- (4) その他理事長の選考等に関し必要な事項

## (議長)

第3条 選考会議に議長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

## (招集)

第4条 選考会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

## (議事)

第5条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 選考会議の議事は、出席した委員（議長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、理事長の解任に係る議決は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、選考会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、選考会議の運営等に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。